

上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う  
業務規程の一部改正等について

平成19年10月17日  
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、業務規程の一部改正等を行い、金融庁による認可を前提に本年11月1日から施行します。(詳細については規則改正新旧対照表等をご覧ください。)

今回の改正は、本年4月に公表した「上場制度総合整備プログラム2007」に掲げる「直ちに実施する事項」(第一次実施事項)を中心として、株主・投資者の保護及び尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値及び国際競争力の向上を支援する観点から、企業行動に係る制度整備、市場制度の整備及び上場規則の実効性確保に係る対応に加えて、多様な商品の上場に向けた対応を図るとともに、当取引所の自主規制機能強化に向けた組織体制の変更に併せて有価証券上場規程等の体系を見直すなど、業務規程の一部改正等を行うものです。

改正の概要は、下記の通りです。

記

改正概要	(備 考)
1. 上場制度総合整備プログラム対応	
(1) 企業行動に関する制度整備	
企業行動規範の制定	
a 構成	
・ 企業行動規範は、従来の上場会社への要請事項及び規範的要素を含む上場規則に、以下に掲げる事項を加えたものとします。	・ 有価証券上場規程(以下「規程」という。)第432条等、有価証券上場規程施行規則(以下「施行規則」という。)第436条等
(a) 総則	
・ 上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとします。	
(b) 株式等に関する事項	
・ 上場会社は、MSCB等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮するものとし、かつ、MSCB等を買受けようとする者によるMSCB等の転換又は行使	

を制限するよう必要な措置を講じるものとします。

(c) 機関等に関する事項

- ・ 上場内国株券の発行者は、株主総会を招集する場合には、原則として、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項(書面による議決権行使)を定めなければならないものとします。
- ・ 上場内国株券の発行者は、取締役会、監査役会又は委員会(会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。)及び会計監査人を置くものとします。
- ・ 上場内国株券の発行者は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するものとします。
- ・ 上場内国会社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備を決定するものとします。

b 公表等

- ・ 当取引所は、次に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、当該上場会社に対し勧告することができるものとします。
  - (a) 上場会社が前a(b)後段に掲げる事項に違反した場合その他の上場会社によるMSCB等の発行について流通市場への影響及び株主の権利への配慮が著しく欠けると当取引所が認める場合
  - (b) 上場会社が前a(c)に掲げる事項に違反した場合
- ・ 勧告に沿った対応が行われないうち又は前(a)又は(b)に掲げる場合であって当取引所が必要と認めるときは、当取引所はその旨を公表することができるものとします。
- ・ 従来の上場会社への要請事項及び前a(a)に掲げる事項については、公表及び勧告の対象に含めないこととします。
- ・ 従来、公表又は勧告ができる事項については、引き続き同様に取り扱いします。

上場審査(実質審査)項目の明確化

- ・ 従来の上場審査の観点のうち、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性に関する観点を新たに独立した審査項目と

・ 規程第508条、上場管理等に関するガイドライン 6.等

・ 規程第207条第1項第3号、上場審査等に関するガイドライ

して明示します。

#### 上場会社による種類株式の発行等の取扱い

- ・ 現行の上場廃止基準に掲げる「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、従来のものに加えて、原則として次に掲げる場合を含むものとします。
  - a 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株券等への変更に係る決議又は決定。
  - b 上場株券等より議決権の多い株式の発行に係る決議又は決定。

#### 有価証券報告書等の提出遅延への対応

- ・ 有価証券報告書又は半期報告書（これらに添付すべき監査報告書を含む。以下同じ。）が、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法定期限までに行っている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱います。
- ・ 有価証券報告書又は半期報告書を法定期限経過後1か月以内に内閣総理大臣等に提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、当該期間を3か月に延長します。

## (2) 市場制度の整備

#### マザーズの市場特性の明確化

- ・ 本則市場からマザーズへの市場変更に関する上場規則を廃止します。
- ・ 成長性が見込まれる企業の上場を促すため、現行の売上高に関する上場審査基準を廃止し、売上高に関する上場廃止基準を上場後5年間は適用しないこととします。

#### 流動性等に係る基準の見直し

##### a 株主数基準の見直し

- ・ 株主数（1単位以上の株券等を所有する者の数をいう。）について、以下の水準を求めることとします。

##### (a) 本則市場

上場審査：800人以上になる見込みのあること

ン 4.等

・ 施行規則第601条第12項第1号d、e等、上場管理等に関するガイドライン 6.等

・ 施行規則第605条第1項第13号等

・ 規程第601条第10号

・ 規程第603条第4号等

・ 規程第205条第1号等

上場廃止：400人未満となった場合  
一部指定：2,200人以上になる見込みのあること  
指定替え：2,000人未満となった場合

(b) マザーズ

上場審査：300人以上になる見込みのあること  
上場廃止：150人未満となった場合

- ・ 猶予期間の取扱いは現行どおりとします。

b 少数特定者持株比率基準の見直し

- ・ 現行の少数特定者持株比率基準を見直し、流通株式（新規上場申請に係る有価証券又は上場有価証券のうち、当該有価証券の数の10%以上を所有する者が所有する有価証券その他の流通性の乏しい有価証券を除いたものをいう。以下同じ。）の比率（上場株券等の数に対する割合）について、以下の水準を定めることとします。

(a) 本則市場

上場審査：30%以上になる見込みのあること  
上場廃止：5%未満となった場合  
一部指定：35%以上になる見込みのあること

(b) マザーズ

上場審査：25%以上になる見込みのあること  
上場廃止：5%未満となった場合

- ・ 上場廃止に係る猶予期間の規定は設けません。

c 流通株式数基準の導入

- ・ 流通株式数について、以下の水準を定めることとします。

(a) 本則市場

上場審査：4,000単位以上になる見込みのあること  
上場廃止：2,000単位未満となった場合  
一部指定：2万単位以上になる見込みのあること  
指定替え：1万単位未満となった場合

(b) マザーズ

上場審査：2,000単位以上になる見込みのあること  
上場廃止：1,000単位未満となった場合

- ・ 上場廃止及び指定替えについては、猶予期間（1年間等）を設けることとします。

d 流通株式時価総額基準の導入

・ 規程第2条第96号、第205条第2号c等

・ 規程第205条第2号a等

・ 規程第205条第2

- ・ 流通株式時価総額について、以下の水準を定めることとします。
  - (a) 本則市場
    - 上場審査：10億円以上になる見込みのあること
    - 上場廃止：5億円未満となった場合
    - 一部指定：20億円以上になる見込みのあること
    - 指定替え：10億円未満となった場合
  - (b) マザーズ
    - 上場審査：5億円以上になる見込みのあること
    - 上場廃止：2億5,000万円未満となった場合
- ・ 上場廃止及び指定替えについては、猶予期間（1年間等）を設けることとします。
- ・ 上場審査及び一部指定においては、aからdまでの基準をすべて満たす必要があります。上場廃止又は指定替えにおいては、aからdまでのいずれかに該当した場合に猶予期間入り、上場廃止又は指定替えとなります。

### (3) 上場規則の実効性の確保に係る対応

#### 特設注意市場銘柄の指定等

- ・ 上場会社が以下のいずれかに該当して上場廃止のおそれが生じたものの、審査の結果、影響が重大とはいえないと認められ上場廃止に至らない場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができるものとします。
  - a 有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合
  - b 財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合
  - c 上場契約等について違反を行った場合
  - d その他公益又は投資者保護の観点から上場廃止のおそれがある場合
- ・ 特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）の提出を速やかに行わなければならないものとします。
- ・ 当取引所は、提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行うものとします。

・ 規程第501条、施行規則第501条、第601条第9項第4号、第5号、上場管理等のガイドライン 1.等

- ・ 特設注意市場銘柄に指定されている上場株券等の発行者である上場会社が、当取引所に内部管理体制確認書の提出を3回行った場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると当取引所が認めるときは、上場廃止するものとします。

監理ポスト及び整理ポストの呼称の見直し

- ・ 現行、「監理ポスト」への割当てを行う上場銘柄について、以下の上場廃止事由への該当のおそれがあるとして上場廃止となるかどうかの審査を行っている期間は「監理銘柄（審査中）」に、その他の上場廃止事由への該当のおそれがあるとして上場廃止となるかどうかの確認を行っている期間は、「監理銘柄（確認中）」にそれぞれ指定することとします。
  - a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合
  - b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合
  - c 上場会社が上場契約等について重大な違反を行った場合
  - d 前aからcまでのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合
- ・ 現行、「整理ポスト」への割当てを行う上場銘柄について、「整理銘柄」に指定することとします。

・ 規程第610条、第611条、施行規則第605条、第606条等

(4) 多様な商品の上場に向けた対応  
外国ETFの上場制度等の整備

a 定義

- ・ 「外国ETF」とは、金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券であって、特定の株価指数等に連動する投資成果を目指す外国投資信託に係るものをいいます。

・ 規程第1001条第5号

b 上場制度

(a) 上場申請者

- ・ 外国ETFに係る管理会社及び信託受託者とします。

・ 規程第1101条

(b) 上場審査

- ・ 上場審査に係る基準は次のとおりとします。

・ 規程第1104条第2項等

- イ 上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあ

ることとします。

ロ その他上場審査に係る基準は、内国 E T F（法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する投資信託の受益証券であつて、特定の株価指数等に連動する投資成果を目指す証券投資信託に係るものをいう。以下同じ。）の上場審査基準に準じた基準とします。

(c) 適時開示

- ・ 適時開示に係る基準は、内国 E T F の適時開示基準に準じた基準とします。

・ 規程第 1 1 0 7 条等

(d) 上場廃止

- ・ 上場廃止に係る基準は、内国 E T F の上場廃止基準に準じた基準とします。

・ 規程第 1 1 1 2 条第 2 項等

#### 外国株信託受益証券等の上場制度等の整備

a 定義

- ・ 「外国株信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券であるものをいいます。
- ・ 「外国 E T F 信託受益証券」とは、施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国 E T F であるものをいいます。

・ 規程第 2 条第 1 0 号、第 1 0 0 1 条第 6 号

b 上場制度

(a) 上場申請者

- ・ 外国株信託受益証券については、外国株信託受益証券の信託財産となる外国株券の発行者とします。
- ・ 外国 E T F 信託受益証券については、当該外国 E T F 信託受益証券に係る管理会社及び信託受託者とします。

・ 規程第 2 0 1 条第 1 項、第 1 1 0 1 条

(b) 上場審査

- ・ 外国株信託受益証券については、外国株預託証券の上場審査基準に準じた基準とします。
- ・ 外国 E T F 信託受益証券については、外国 E T F の上場審査基準に準じた基準とし、当該受益証券の信託契約等については、外国株預託証券の上場審査基準に準じた基準とします。

・ 規程第 2 0 6 条、第 1 1 0 4 条第 3 項等

(c) 適時開示

- ・ 外国株信託受益証券については、外国株預託証券の適時開示基準に準じた基準とします。

・ 規程第 4 0 2 条、第 1 1 0 7 条等

- ・ 外国 E T F 信託受益証券については、外国 E T F の適時開示基準に準じた基準とし、当該受益証券の信託契約等については、外国株預託証券の適時開示基準に準じた基準とします。

( d ) 一部指定及び指定替え

- ・ 外国株信託受益証券について、外国株預託証券の一部指定基準及び指定替え基準に準じた基準とします。

・ 規程第 3 0 8 条、第 3 1 1 条等

( e ) 上場廃止

- ・ 外国株信託受益証券については、外国株預託証券の上場廃止基準に準じた基準とします。
- ・ 外国 E T F 信託受益証券については、外国 E T F の上場廃止基準に準じた基準とし、当該受益証券の信託契約等については、外国株預託証券の上場廃止基準に準じた基準とします。

・ 規程第 6 0 2 条、第 1 1 1 2 条第 2 項等

内国 E T F の流動性等に係る基準の見直し

- ・ 内国 E T F の上場審査基準における上場受益権口数及び受益者数並びに上場廃止基準における上場受益権口数、受益者数及び売買高の基準を廃止します。

・ 規程第 1 1 0 4 条

2 . 組織体制の変更に伴う対応

( 1 ) 上場規則の体系整備

- ・ 自主規制業務 ( 法第 8 4 条第 2 項に規定する自主規制業務をいう。以下同じ。 ) の東京証券取引所自主規制法人 ( 以下「自主規制法人」という。 ) への委託に伴い、有価証券上場規程及びその別添である株券上場審査基準、適時開示規則、株券上場廃止基準その他の各基準等について、次のとおり体系整備を行うものとします。
  - a 上場審査等及び上場管理等に関して実質的な判断を伴う部分についてのガイドラインを策定し、その作成、変更及び廃止に関する業務を自主規制法人に委託します。
  - b 各基準等を有価証券上場規程、同施行規則及びガイドラインに集約します。
  - c 定義規定を設けて用語の整理を行います。
  - d 新規上場申請に係る有価証券の発行者及び上場有価証券の発行者は、当取引所が自主規制法人に委託する業務 ( 有価証券の上場及び上場廃止に関する業務並びに上場有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務 ) について、自主規制法人が行う審査、調査及び報告又は資料の提出の請求

・ 規程第 2 条、第 3 条、第 2 0 7 条第 3 項、第 4 1 2 条、第 5 0 9 条、第 6 0 7 条等

等に応じなければならない旨を上場規則上明記します。

(2) 取引参加者規程の一部改正等

- ・ 自主規制業務の自主規制法人への委託に伴い、取引参加者規程及び同施行規則並びに関連諸規則について、次のとおり所要の改正を行うものとします。
  - a 取引参加者又は取引資格を取得しようとする者は、当取引所が自主規制法人に委託した業務について、自主規制法人が行う審査、調査、報告若しくは資料の提出の請求、検査及び審問等に応じなければならない旨を取引参加者規程上明記します。
  - b 「有価証券の売買等の審査に関する規則」及び「考査規則」を廃止し、これらの規則の内容を自主規制法人の業務規程に移管します。ただし、取引参加者に対する報告等の義務に関連する部分は、取引参加者規程及び同施行規則に移します。
  - c 当取引所が取引参加者の処分を決定するに際しての取締役会決議に係る規定を削除するなどの改正を行います。

・ 取引参加者規程第 4 条の 2

・ 取引参加者規程第 1 9 条第 2 項、同施行規則第 1 1 条の 2

・ 取引参加者規程第 3 4 条等

3. その他

- ・ その他、上場制度の整備に対応して制度信用取引の対象銘柄を選定するための規定を整備するなど、所要の改正を行います。

・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第 2 条等

施行日（予定）

- ・ 平成 19 年 1 1 月 1 日から施行します。

以 上